

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和２年５月１５日（金）

（案件名）

- ・ 令和２年度地方債計画等の改正告示について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

山中管理官 （内２３３９２）

令和２年度地方債計画等の改正について

令和２年５月
自治財政局地方債課

■ 地方財政法及び同法施行令に基づき、以下の計画・基準等を改正

1 令和２年度地方債計画（令和２年度第１号補正に伴う「補正予算債」を項目として追加）

「地方債計画」…総務大臣等が同意又は許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類
（法第５条の３⑩、令第２０条①、③）

【改正内容】

- 令和２年度第１号補正に伴う「補正予算債」を項目として追加（２６５億円）
- 地方財政法第３３条の５の１２の規定により発行する猶予特例債をその他同意等の見込まれる項目に追加
- 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債をその他同意等の見込まれる項目に追加

2 令和２年度地方債同意等基準

「地方債同意等基準」…総務大臣及び都道府県知事が同意又は許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準（法第５条の３⑩、令第２０条②）

※ 都道府県・指定都市は総務大臣、一般市町村は都道府県知事の同意又は許可が必要

【改正内容】

- 地方財政法第３３条の５の１２の規定により発行する猶予特例債を位置付け
- 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債を位置付け

3 令和２年度地方債充当率

「地方債充当率」…事業区分ごとに地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率（法第５条の３⑩、令第２０条④）

【改正内容】

- 猶予特例債の充当率を規定（１００％）

【根拠法令】

○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 （略）

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 277 号）（抄）

（地方債計画等）

- 第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 3 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

令和2年度地方債計画（改正後）

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,148	955	193	20.2
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設（一般財源化分）	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
(1) 一般	2,605	2,113	492	23.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,720	59,978	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,946	△ 376	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,383	12,773	△ 390	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,418	26,710	△ 1,292	△ 4.8
合 計	85,138	86,688	△ 1,550	△ 1.8

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
三 臨時財政対策債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 補正予算債		265	-	265	皆増
六 国の予算等貸付金債		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
総 計		(247) 117,601	(281) 120,056	(△ 34) △ 2,455	(△ 12.1) △ 2.0
内 訳	普 通 会 計 分	93,048	94,282	△ 1,234	△ 1.3
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,553	25,774	△ 1,221	△ 4.7
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,658	47,892	△ 234	△ 0.5
財 政 融 資 資 金		29,428	29,507	△ 79	△ 0.3
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		18,230	18,385	△ 155	△ 0.8
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
民 間 等 資 金		69,943	72,164	△ 2,221	△ 3.1
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,443	32,764	△ 1,321	△ 4.0

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和2年度地方債計画（改正後）

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項 目		令和2年度 計 画 額 (A)	令和元年度 計 画 額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	14	9	5	55.6
	災害復旧事業	7	10	△ 3	△ 30.0
	一般単独事業	1	3	△ 2	△ 66.7
公営企業債					
	水道事業	1	-	1	皆増
	下水道事業	1	6	△ 5	△ 83.3
国の予算等貸付金債		(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)
総 計		(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)
		24	28	△ 4	△ 14.3
内 訳	普 通 会 計 分	15	12	3	25.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	9	16	△ 7	△ 43.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	20	20	0	0.0
	地方公共団体金融機構資金	4	8	△ 4	△ 50.0
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

（備 考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和２年度地方債同意等基準改正

改正後		改正前
第二 協議団体に係る同意基準	第二 協議団体に係る同意基準	
〔一 略〕	〔一 同左〕	
二 協議に当たったの事業区分	二 協議に当たったの事業区分	
1 通常収支分	1 通常収支分	
地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、２に掲げる事業の対象となるものを除く。）。		
（一）一般会計債	（一）一般会計債	
〔（１）～（１０）略〕	〔（１）～（１０）同左〕	
<u>（１１） 猶予特例債</u>	〔新設〕	
猶予特例債については、新型コロナウイルス感染症に伴う地方税の徴収猶予等による減収について、地財法第３３条の５の１２の規定に基づき算出した額を対象とするものとする。		
（二）公営企業債	（二）公営企業債	
〔（１）～（１３）略〕	〔（１）～（１３）同左〕	
<u>（１４） 地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため</u> <u>の取組に伴う利用者の減少等により令和２年度において発生又は</u>		

<u>拡大すると見込まれる公営企業の 資金不足額について起債を行う場 合には、当該公営企業に係る地方 債において取り扱うものとする。</u> [(三)～(七) 略] [2 略] [三 略]	[(三)～(七) 同左] [2 同左] [三 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

改正後				改正前			
令和2年度地方債充当率				令和2年度地方債充当率			
1 基本となる事業別地方債充当率 (通常収支分)				1 基本となる事業別地方債充当率 (通常収支分)			
項目		令和2年度 充当率	令和元年度 充当率	項目		令和2年度 充当率	令和元年度 充当率
一 一般会計債				一 一般会計債			
1～10 [略]		[略]		1～10 [同左]		[同左]	[同左]
11 猶予特例		100%					
二～五 [略]		[略]	[略]	二～五 [同左]		[同左]	[同左]
(東日本大震災分)				(東日本大震災分)			
[略]				[同左]			
2 地方債同意等基準の事業別の地方債充当率 (通常収支分)				2 地方債同意等基準の事業別の地方債充当率 (通常収支分)			
事業区分		対象事業	充当率	事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目			大項目	小項目		
一般会計債				一般会計債			
[略]		[略]	[略]	[同左]		[同左]	[同左]
猶予特例			100%				
[略]		[略]	[略]	[同左]		[同左]	[同左]
[(注1)～(注7) 略]				[(注1)～(注7) 同左]			
(別掲)				(別掲)			
[略]				[同左]			
(東日本大震災分)				(東日本大震災)			
[略]				[同左]			
備考 表中の[]の記載は注記である。							